

文のしおり

関西大学所蔵

萩原広道の消息(その二)

関西大学図書館 手紙を読む会

一、はじめに

この萩原広道の消息は、「関西大学図書館フォーラム」第6号(2001)に掲載した第一〜三消息の続きにあたる。その解説については、第6号をご参照いただきたい。今回は第四〜第七消息を翻刻した。

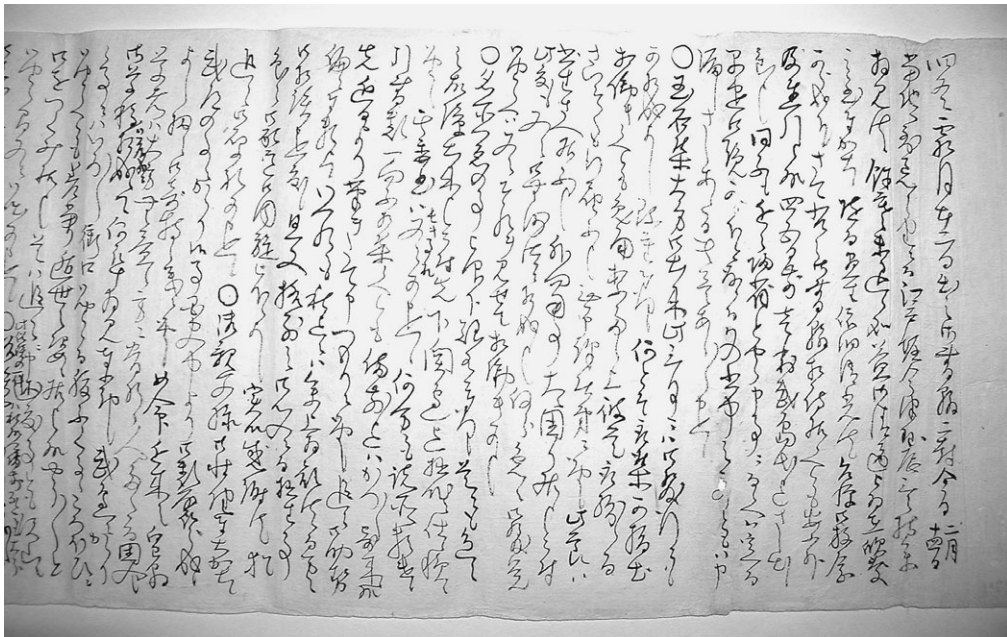
なお、関西大学図書館手紙を読む会のメンバーは、以下の通りである。

森川 彰(助言者)、大国克子、池尻孝子、大塚千歳、長谷章子、
八尾奈緒美、中川敏子、田中純子、福井智佳子、鵜飼香織

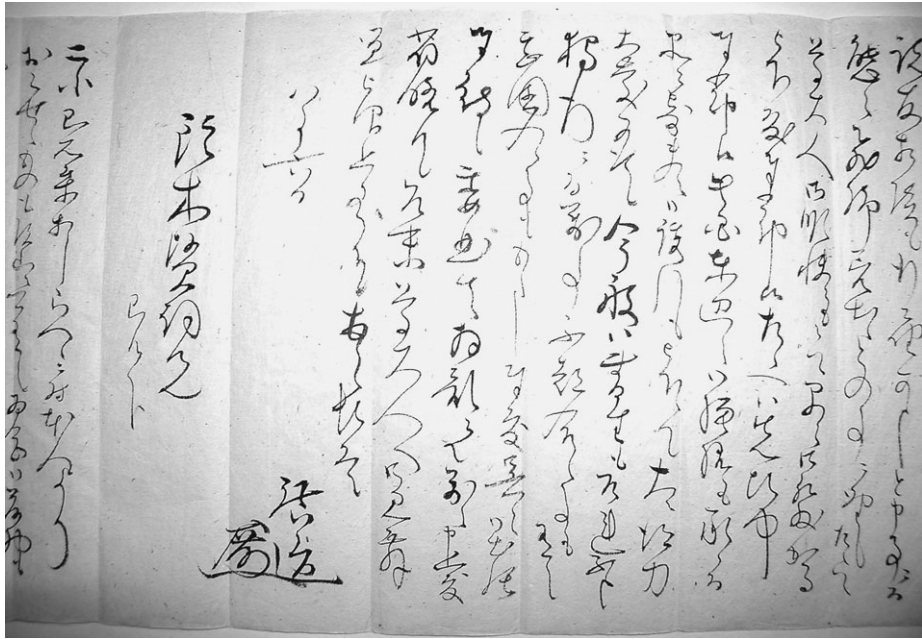
二、翻 刻

翻刻については、次の要領に従った。

- ・ 漢字は、原則として常用漢字に改めた。
- ・ 仮名は、原則として片仮名及び平仮名を用い、変体仮名は平仮名に改めた。
- ・ 踊り字はそのままにした。
- ・ 本文には読点を施した。
- ・ 本文の字数、行数は原形に従った。
- ・ は判読不明を示す。
- ・ 追而書は一字下げとした。



〔第四消息の頭首部分〕



〔第七消息の末尾部分〕

「第四消息（嘉永元年二月）」一五・八×三三一・七糧

旧冬霜月廿二日出之御書翰二封今日^{二月}十四日

当地へ到着之由二而、江戸堀今津屋辰三郎持参

拜見仕候、余寒未退候処、益御清適被為在、欣慶

之至奉賀候、隨而愚生依旧消光仕候、乍憚御放念

可被成下候、さて右之御書翰相待居候へとも、案内

及遅引候故、四五日前迄封武島氏迄さし出し

置申候、同子も近々帰省とやら申事二而候へ八、定而

早速御覽可被下と存候而、かの書中之事とも八申

漏しさしあたる貴答あら〜申上候、

玉石集大方御出来、此三月二八御発行二も

可相成よし珍重奉存候、何とそ取集可指出

相働キ候へとも、兎角繁多之上彼是取紛候而

さいそくも行届不申候、無申訳次第二御坐候、此節八

書生さへ居不申、外向用事大ニ困り居申候二付

此度も又々御無沙汰ニ相成申候、何分急之御発兌

御坐候へ八又々それヲ見せて相働キ可申候、

名所づゑの事被仰下難有奉存候、是二も色々

之故障出来申候二付、先下ノ関辺迄拙作二仕候積二

長干事故

御坐候、其委曲八又々可申上候、何分二も諸所へ頼遣候、

引書類一向不相集候へとも、備前迄八かつ〜寄来候故

先近日より筆ヲたて申つもり二御坐候。追々御助勢

偏二奉頼上候、いつれ二も秋迄二八参上拝顔仕候而、万々

御相談申上度候、且又格別之御心入二而拙生事

色々御配意御周旋被下候よし、実以感謝仕候、猶

追々御厚礼可申上候、御親父様御壮健奉大賀候、

武道の事二かゝり候事、国史中より御類聚被成候よし、切々御奇特之義二御坐候、如命近来之皇朝学者八大方無益之方二骨折候人多く候而、困入申候、

御落成二

御草稿相成候八、何卒拝見奉希候、武辺二かゝり候事二八いろく衝口御坐候而、腹ふくるゝころほひ二御坐候へとも差当り遁世之姿二居申候故、やうく口をつくみ居申候、是八追々二申述度事とも沢山二

御坐候間又々御咄可申上候、此俗談の一件八私故郷備前など二も大分俗談やうの事被成候

御素意承候而珍重二奉存候、夫二付本学道しるへと御同意のもの御坐候へ八追々八かの辺へも御出かけ

奉祈候。真玉なども周旋可仕候

申書御著述候よし返々めて度奉存候、何卒追々拝見仕度候、其上少々愚存之次第をも可奉啓候、何分神の事を昔のあとなし物語のやう二説候て八信仰のうすき事と可相成候、夫二付近来一向宗の説法と申ものを又ぎく仕候二、今日日用のうへを専と説候而、あまり後世の談二八不及、尤始終八かの西方二決着いたし候へとも表向八当用のミ故、存の外面白キ事も有之様子二御坐候、且又をかしき八其説法僧と申ものゝ話二説法の仕やう八大抵役者のうれひ場の氣とり二不成候て八、うまく八難有かり申さぬ物也、それ故二切実の処二而八涙を流すけいこをもちいたし

実二

泣いて見せね八聴衆二こたへぬと申候よし、甚以をかしき事二御坐候へとも、けにさ八かりつとめ不申候て八弁口を以て衆を服し感動せしむる二八至り申ましくと存候、御一考可被下候、是八追々其人ヲ得

申候八、少々試二はしめさせ度仕方もあるへくと奉存候、大畧八皇神の靈威今日眼前二赫々たる事を

よくくわかる様二申述、神の御かけなくて八一日一夜も立ましき理、且先祖よりの家業を大切二守候事

上古の神理なる事、或八又国神の御うへなどのうへ二而今日飲食衣服の事迄もなり来る本をしちやう二

説聞せさて、むねと八時の法令則天照大神の御子孫たる我大君の神なからの勅語なるへき事を

よくく申聞、今日上の政令二よくもわるくも背かぬ処ヲ専と致候八、一毫も偽妄の説八なくして、上八政治を助け

下八万民を化する二も至り可申候、但し愚俗の物なれ八おとし話位八まぜ候而、すいふん面白く八有たき事二候、

此事二付色々工夫御坐候へとも、拝顔之節迄延引仕候、大畑真玉事、委曲二被仰下承知仕候、さてく

色々御役介之段遠察仕候、何とぞ早く帰り候而家業ヲ励ミ候様二と呉々存候、何分彼位の学二而八

人の師表と成候而、諸国ヲ横行する二八足申まじき哉と相考候故、し八く差留遣したる事二御坐候処、果而

御席中之趣之困窮二及、きのとく千万二御坐候、此上何とぞ医学出精いたし人を誤らぬ医となりて

何方二も出身いたし候様二と祈申候、氣二さ八らぬ様又々御異見可被下候、小原千座事仰之通夫々

承知仕候、同人息子慎太郎と八御入魂のよし、去秋茅屋へも千座同道いたし候而逢申候、只一時はかり

咄候へとも漢字の力八千座と八こよなく相見え感心いたし候事二御坐候、因伯辺へ八折々漫遊二出候よし申候、

皇朝学の方八未熟二や、猶かの言靈ヲ執したる様二

（宋）

聞え申候、王安石か字説の無稽なる事をおも八、言靈二八夢さめ可申候処、不審之至二御坐候、日本紀など八よませ、哥も御伝授被成よし、追々此方之字も仕候様二と奉祈候、尊大人御事委曲被仰下返々御なつかしく奉存候、玉詠も数首拜見感心仕候、御文通八此方よりこそ可申上候ところ、大氏尊兄へ申上尽候間、今般も又々別二八さし上不申候、乍憚宜被仰上可被下候、河本公輔事被仰承知仕候、

半幣之事被仰下忝奉多謝候、併当時は

先摺出し候もの無御坐候間、入用之節又々可奉頼候、大半幣と申もの八半幣の大なる二而、美濃幣

ほとの大キサ二御坐候、大本二遣ひ申紙二御坐候、錦地二て八何と申候哉、二十枚一帖ツ、二致したる物二候、

随筆会年明八拙生不快二居申候而、いまた

再会不仕候、近日相企候つもり二御坐候、文章はもとより本人之文通二拵申候、板下八別二かゝせ

候へとも、校合八野生二ても可仕候、勿論文章も出来不仕候ほとの人八先八いれぬつもり二御坐候間、其御心得にて御上せ可被下候、係辞弁之事被仰下汗

顔之至二御坐候、拙名折々御吹聴被下候よし、難有奉存候、但甚恐入申候、いつれ近々二八可罷出候へ八

耳目事たか八ぬほと二被仰置被下度候、爰元二而もかの玉石の御拳二つけて御噂所々へ申遣し居申候、

かの書御発行二も相成候八、益芳名（敬）可申と奉存候、何分二も数種之御著書も御坐候趣なれ八、

追々御発行奉頼候、唯えらい人じやと申様二而八

功能のしれぬ事二而御坐候へ八、拳業八著述二しく八

なく、相考申候。御上梓の事八ともかくも御相談可申上候、京撰の学者など二も只えらいと申て天下

の人を眼下二見候人々沢山二有之様二見え申候、されとも何をもてしかいふそと申候へ八、畢竟八暴慢の大意

と申より外八なきやう二御坐候、され八拳名の事八ともあれ、何分御功勞之方御つとめ専要二奉祈候、

さよしくれ色々御周旋、且尊名御坐候而、益御地

辺相弘まり候段、返々奉多謝候、すり残り之分少々当便二さし上申候、あと八又々秋田屋へ申遣し

後音さし上可申候、宜様奉頼候、此度ノ分もヤハリ前板直さぬ時のもの二候間、宜御恕覽可被下候、

去秋急作仕候葉山の菜と申もの、詞書のかき様ヲひらめ二論し候もの二御坐候処、此節すり立て校合二

さしこし居申候、此外二心のたねと申色々ぬぎ書もの二冊も追々ほり立居申候、誠二御はつかしき

拙作二御坐候へとも、初学輩二八入用の品ニやとも存候間、後音可奉備覽候、西田、山川等之事承知仕候、

短尺類も御入用のよし、大三郎八哥八短なる方二御坐候へとも、一枚さし上申候、西田分も少々さし上候、

正宣方へ

長沢も先頃かゝせ候を少々御すそわけ仕候、御書等御おくり二候八、何二ても少々奇なる古文書御入可被下候、

さつそく相達し可申候、穂井田繆輔事仰之通をしき人物二御坐候、奈良あたりの古物

学八他二類なくあたらしく候、係辞弁八呈上仕候也、代物二及不申候、かの書やうく

十日斗あと二官許御坐候よし、秋太方二てさそすり立可申と奉存候、玉石集之御作料二

同本五十部さし上候とか御不足二八御坐候へとも
はしめ八先大抵そのあたりの物なるへくと奉存候、
御丹精の段八中々様二て八ならず候へとも、とかく

書林方八

そろはん二かけ候而、費用をつもり候故、甚いからき
め二あはせ候事と見え申候、先一度八御堪忍可被成歟
二編より売口二随ひていろく手段あるへくと奉存候、
御功勞之段八太右衛門二逢候節、呉々可申置候、
但し蔵板二被成候より八其方御損失二不成哉と
考申候、さて諸国之御学友二、かの集御評せさせ
それを巻尾二御出し候よし、是八一段おもしろ
かるへくと存候、併てにを八語格とも御熟練の事故、
しひて難し候者八あるましくと覺申候、さて又

申迄二八無御坐候へとも、姓名録八巻尾二御つけ
被成候か宜とやう申評二御坐候、其御心得奉祈候、それ八
かの中の哥人とも己か国処をいちはやく人二しら
れん為にと大二競ひ候事のよし二御坐候、
何分二篇より八ふり合大二かハリ可申候、書林も
御謝礼之心得ヲかへ可申候、哥も早々集り可申候、
おひく二強て不勞して御勝手よく相成可申候、

加納諸平なと八唯かの鯉玉斗二て大二名を
顯したる事二御坐候、御勤考可被成候、諸平事
とかく快氣不致候よし、氣毒二御坐候、門人も追日
離散いたし候とやら人の噂二御坐候、彼八学業二而
新二家を成候之様二聞え候処、実二以きのとく千万御坐候、

雅言童諭と申もの出候よし未見及不申候、

仰之通拙著八

雅語訳解の類二て古言訳解と申もの一冊認め、

其名

書林へ売渡し、米二かへ申候、わづか八日之間二ひたくと
清書迄して渡候故、乱雑論なく御坐候、全く雅語

さら八童諭と八別に文集候歟

訳解のとほりのもの二御坐候、何分手元困窮故

さまくつまらぬ事ヲいたし不堪慚愧御坐候、

此外ともかやうの初学もの八皆々吟味もさして

不仕、葉山の菜八三日、心のたね八廿日之間二清書

まで卒業仕候事故、是二付て八鹿漏之名をも

得可申と存候へとも、実二せんかたなき事二而御坐候、

今少しゆるやか二候八、かやうの物八頓着も不仕と

返々歎息之外無御坐候、追々御一覽御一笑御一憐

当地

可被下候、御国御やしきへ書状出し、三田尻へ

やう

着候よし御計ひ可被成旨承知仕候、何分二も

よきつかう奉希上候、此度も霜月の御状

二月中旬に至着候様二て八毎々心事さしつかへ

可申と奉存候、完治之殿被歸候後八当分三田尻

之船宿へ出し可申候、錦郷岡本氏之事

被仰下感心二御坐候、且写本之事御頼被下安キ

御用二御坐候へとも、是斗八御断申上度候、其故は

私事当時拳業仕居申候二付て八、日々尋来候者

大抵昼分八無絶間、その外哥のてんさくなど

申事二而くたらぬものとも多くさしこし居申候、

殆こまり居申候上二、門人の少し斗御坐候位二て八

少々

全く糊口二かゝり不申候、子細も御坐候而、世話やきと

申やうなる者をも頼不申候、一粒の合力二も逢不申候而

とやうかくやう其日をわたり候上八、別二板行下など

物入のたし二仕候

認候而遣し申候（是又近年八大坂二甚不自由なる

仕事故大二せりかけ、日々さいそく二困り入申候、

其上二愚存之書をも相著し度ひまゝには

認かけ居申候処、又々かの名所之挙二及ひ諸方

之文通引もきらず、中々寸時も他事二かゝられ不申、

やうゝ夜九ツ前二酒二合斗呑候而、休ミ候と

朝五ツ頃迄長寝を致し候斗之歡樂二御坐候、

か様之事二御坐候間、御受合申候とも火急二認

可申事無覚束御坐候、且価御いとひ八有之

ましく候へとも、右板下二認候へ八小キ本二ても、価

吉枚二付吉刃より安き八先八無御坐候、その

代りの様二而、認さし出候へ八

殊の外高値二相成可申候 尤さまでの手二八かつて

無御坐候、御存しの悪筆二候へ八、かたゝ以御見合被下度

奉希候、他事二而候へ八、尊兄より被仰下候事故

いかやうとも可仕候へとも、右之次第二候間、よくゝ

境界御憐察被下候而御恕免可被下候 右二付

て八拙生も写本ヲ誂へ候もの両三人位八頼置候ても

宜折々珍書など取出し候節、認させ可申哉と存

たつね候へとも惣而大坂八商人斗の処二而、隙なる者八

一人もなき処故、うつしものなと仕候者八おほかた

奇代の悪筆二而売帳之値段書もならぬ位

の手ならて八無御坐候、をりゝ武家やしきの内職

など二八善書も御坐候へとも、書林ひひしと頼居申候而

草本ヲ

ざつとかゝせ候者もさし当り無御坐候、大二こまり居申候、

夫二付て八姫路岡山辺旧友二頼遣候而、貧士

の内職二いたさせ可申と存候へとも、是又上方より

廻りの商人など参り、大抵手ヲふさき居申候、

困り果申候位の事二御坐候、此条よくゝ御深察

御恕免可被下候 もし右之次第なら八、広島か

萩あたりへ御頼二而、さるすちの人御尋候八、土二八

善書の人多かるへくと奉存候、 右岡本氏南朝

学御執心二付南朝人物之哥御所望のよし

承知仕候 何やら有しやう二と覚申候、案出候而認

可申候、余り二世話しく御坐候而近來八哥も反古二

書捨候を、清書も不仕かいやり置候間、往々紛失

仕候二困入申候、 短尺の事承知仕候、近々

手本取寄候而後音さし上可申候、短尺屋八

二人も参申候、京より八少高く候へとも、御地より八

いつれ下値と奉存候、

已下御追書之御返事

御著書之目錄さよしくれの巻尾二添候様

被仰下夫々承知仕候 然る処右さよしくれ八

先頃大分すり立、江戸京其外へも秋太

遣し候埒二御坐候へ八、も八やあとの処も多くは

急二すり立申問敷候 只今前書二申上候葉山

のしをりなと申もの此節刻二かゝり居候へとも、

かれ八草稿を書林二売渡し尔後校合の後八、

一切かまふましくと申切候故、蔵板のやう二自由

二も不相成、そのうへかの奥附と申もの八、売弘の

書林より致し候あたりの物に御坐候故、大かたは

其書肆二而刻し候ものを附候事二御坐候 且又

尊名のなき二人候事仰之通、少し無縁めき

可申候歟、但しそれ八不苦御坐候間いかやうとも可仕候、

左候へハ、昨春の上梓受合せ置候本字提綱本字の事

と申もの、近々清書二かゝり可申つもり二候へハ、その

跋文一段御認被下候而、その縁二かの巻尾二つけ

発行仕候てハ如何可有之哉、御一考可被下候、

又考候二ハ、此御書目之内、すいぶん書林受合候而

発行可仕と覚候ものも御坐候間、左二書付候御本

とも御越し被下懸合をり合候ハ、則それに

御つけ被成候ても宜しく相考申候、且又御急二候ハ、

例の玉石集のあと二御附被成候方、一ばん早く

御坐候哉二も奉存候、此段夫々御勘弁被下候而

今一応御左右奉頼候、決而さよしくれのあとへ

つけ候をいとひ申二ハ無御坐候、唯過半発行の

後二成候てハ、折角の思召広く行届申間敷

と相考候だけの事二候間、不悪御深察可被下候、

大方普通之書ハ、四五百部すり候後ハ、一旦

すり出し

発行を相止、見合居候事と見え申候間、又々

あとを摺候時分二ハ、右拙著も発出可仕、其内二ハ

貴著も発行之御時節二可相成候と奉存候、此段

御解意可申候、御著書中愚存二而当時

書林の好ミさうなる物ハ、大被詞訳解

増補秋のねさめ

大内山のしをり

詞のしをり

天満宮実記

佐波の藻芥 先右之御書ともちか道と

奉存候間、可相成は、一応御越不被下候哉、向々の

本屋へ懸合試可申候、図もの八面白く候へとも、刻

料二費かゝり候とて、はしめかハきらひ申事二御坐候

此段御考可被下候、古語拾遺講説と申もの

御坐候よし、ゆかしく奉存候、此書拙生甚信仰二而色々

存し付候事も有之候、注解取懸り可申とて、少々

引集メ置きたる物も御坐候、もし御同案の事ならハ

畢竟八いらぬ事二候間、相止可申候、少々異同御坐候位ナラハ、

乍失敬愚論頭書か何そ二、御加へ被下度候、もし又

大二違ひ候ハ、別二綴り可申候、何分小生意趣ハ

拾遺八大抵わかり居申もの故、注釈八大抵二いたし

かの書二よりて神教の衰微を大二憤激して論し、

広成宿祢の功績を顕し、且かの書わつつかの間二

天下の大論を尽されたる事を講し度候、大方奈良

より今京二至り、公家中二而有益之論御坐候へハ

此宿祢と善相公異見封事の外ハ見当り不申候、

奇妙二覚候故、此二書注を名として、畢竟八讚

と論とを認度つもり二御坐候、見解相違仕候二ヤ

御示し可被下候、

「第五消息(嘉永二年十月六日)」一六・五×九二・八纏

一筆啓上仕候、逐日寒冷弥増候処、御渾家

益御清禎被為在、珍重之御義奉存候、随而私義

無異罷暮居候間、乍憚御放念可被下候、尔後

打絶御無音申上候、小生義も益後ハ頭痛烈敷

差起候而、色々加療仕候へとも兎角治兼候二付

八月末ハ又々湯治二參、罷歸候ても猶快気仕かね候故、

平臥二居申候処、からうして此四五日二至先快気仕候

夫故何方へも不罷出閉籠居申候、兼而御役介

御頼申上置候名所之義二付参上可仕と、盆前より色々繰廻し居候処、右之仕合二而万事大齟齬いたし、雅俗所用輻湊仕候上、仕懸之一篇未だ落着不仕、且家内之落着杯一向其儘二居申候間、此様子二て八、又々四五十日も延引二可相成、左候八、歳末にも及可申歟、左候八、いつれ早春之事二可仕哉なと、評定仕居申候、此段万々御憐察可被下候、さて御近況八如何御坐候哉、久々御音信も承不申候、定而御近辺御漫行数々やとも相考居申候、今般京人義助と申仁、尋来錦郷辺徘徊いたし候由、且御知音之旨申候間、一書呈上仕候、委曲八同人御聞取可被下候、此書平田氏遺稿之もの二而奇妙なる書二御座候処、此度当地二而知音之者活板二いたし候二付、五六部取寄置申候、内二部先さし出申候、御望之人御坐候八、何卒御売却可被下候、価八壹歩式朱ツ、二御坐候、写本二て是迄金一両ツ、いたし候処、随分引下り候方故、格別御損失二八なるましきやと奉存候、破仏之書八世二多く候へとも、是八富永仲基の出定後語二拠て述得たるもの二て、且つ俗語の諷誹をかしく聞え申候へ八俗客二示しても妙々と存候、百四五十部摺候よしなれ八、さして多からぬ事と奉存候処、心付さし上申候也、但御不用二候八、御返し被下候ても、少しも不苦候、左候八、急便二奉頼上候、右義助萩近藤氏とも心安よし二て、例之杜選^(天)一条具二承申候、返々あたらしき事二御坐候、頃日八如何被致居候にや、所謂国津罪ヲ犯されたる八、奇といふへし、真玉も此節八伊勢へ参居候よし、かの玉粲女跡をおひて参たるとの事

世評不穩候、錦郷辺以東之者とも二も、追々承候処所々二而ふ都合之事有之候旨、切々気毒なる事二御坐候、能々立離れかたく八、別二仕方も可有之候処、あのまゝ二て東行とも八、不致哉の趣二も聞え申候、淨るり二いはゆる因果の縁とか申体二て、返々残念二御坐候、当地新町西之盲人方二妻子ヲ預け居申候、如何いたし候事二や、所行頓と分らぬと申事も承候、前日参会之刻御高諭二任せ、よほと見知らぬさま二居申候へとも余り二承かね候事御坐候而、離別之刻一度愚案ヲ述候処、己来八頓と参り不申、何角言行一致せぬ事斗二見え申候、呉々気毒之至二御坐候、何卒夢さめ候へ八と、あやふみ居申候也、これら凡而御内々也、伴雄八十四日前、一書差越候、国命二て遠方へ参居候と八かり、何方へとも不申来候へとも何分罷歸候二八決し申候、老兄へも御返事可申候へとも前いたんさくさし上候節、あらく申上置候へ八、尚又宜申上候様二と、申越候、左様御承知可被下候、諸平事八近来八何とも承不申候、先無難なるへし、西田直養七月ノ下旬俄然と出帆帰国候処、跡役直二登り、妻子も火急二迷惑したりとのほどの事見送り二参候後八、今以絶音二御坐候、立身したりとも聞え、或八左迂之筋なりとも聞え、頓とわかり不申候、御地八小倉御近辺故、定而様子も聞え可申、全体いかやうの事なる歟、御聞込之事も御坐候八、御示し可被下候、何分二も格別入魂二いたし候人物此地ヲ去り、野生八殆迷惑仕候、就中書籍沢山二借用いたし、くつろぎ居申候処、一日之内二返候様申来り

やうく 取集、(四百卷七) 返候位の事故、此方仕懸候事もサツハリ

乱雑二なり、大二当惑仕候、御高察可被下候

玉石集其外御著書類如何相成候哉、承度奉存候、

玉石八何分早く御発行之方可然と奉存候、此類色々

出候て八不妙と奉存候、此条色々と申上候事あれと、急書

故、署し申候、弘ぬし如何御坐候哉、天満宮ノ

御系譜とか撰ハレ候よし承候、出来仕候二や、此節

天神御系の事、尋候もの有之候へとも、空二て八よく

覺不申候、右出来仕候ハ、確論なるへしと申置候、其内

急二出来仕候ハ、一本御取次可被下候、且今般ハ急候故

かしこへハ、不音仕候、宜御伝可被下候、書外申上度事

如山候へとも、今夜八既二右之義助乗船と申越候間

先あらく如此申留候、其内又々可申上候、頓首頓首

十月六日

広道

鈴木賢兄

玉案下

尚々時氣折角御自愛專要奉祈候、乍末筆

尊大人へ宜様被仰上可被下候、かの海防などの

御論文且神武記御注ハ、御出来二候哉、近来海防之事

諸国甚流行、尤当今之急務故、さもあるへき事

奉存候、但しこれ二付甚いはまほしき多きころほひ二

御坐候而、諸説さくり聞居申候、もし不苦候ハ、少し

御もらし被下度、被仰上置、可被下候、

度々申上候も、思召いかしく恐入候へとも、かの短尺之事

いか様とも急二御果し被下度、奉頼候、をりく短尺屋

繁訴訟いたしこまり申候 以上

「第六消息(嘉永三年正月十一日か)」一五・七×一一七・四糧

(端裏書) 鈴木様 萩原

尚以為御肴料金五十疋御惠投被下、毎々御費心

千万忝拝納仕候、此方より八毎々御不沙汰無申訳

次第二御坐候、真平御恕免可被下候、

改曆之御吉慶不可有尽期申収候、先以御揃

被成、御超歳珍重之至、奉拝賀候二茅屋無恙

加年仕候条、乍憚御省念可被下候、

旧臘十六日自広島之華翰本月四日秋太

相達し、忝拝見仕候、御書中之趣夫々承諾仕候、

当方よりも甚通差出置申候、定而相達可申と

奉存候、さて玉石集御上梓御急キ二付広島表へ

御出張之由御尤二奉存候、何卒一刻も早く御発行

可被成候、伴雄之鴨川二篇、此節私方にて清書いたし

居申候、彼より八早く御出し可被成候、且小生在坂中二候ハ、

諸方へ御取次申、その上あとの分も出させ可申候、旁以

おくれ候て八惣体の御為二不可然と奉存候間、返々

御せり立可被成候、当春八せひとも御役介二参上

之つもり二御坐候、然る処何分発帆迄二いろくの

わつらひ御坐候而、飛立斗二存候へとも悉皆不如意

誠二こまり果申候、依之当月八近辺二かくれ家一軒

借置申候、それへ入込候而、会日之外風雅人二対面

不致ひしと手業いとなみ申つもり二決着仕候、

いつれ二も岩国辺か貴郷をさして参上可仕候、其前

必御案内可申上候、返々宜御引廻奉頼上候、惣体

野生事色々御吹聴被下候由、格別御費心之程

奉感謝候、其代り此辺ニても御芳名相弘め可申候、何分御著書一篇必近々ニ御上木奉祈候、此一挙一学者発名之基ニて、空ニ唯唱へ候て八証拠なき事ニ而、大方人の諾八ぬかたちの物ニ御坐候間、呉々御憤発奉祈候、前年御越し被下候御書目とも八追々書林へ見せ候処、随分面白き御趣向之物も御坐候と八申候へとも、さら八彫刻可致と申際ニ成何分御尊稿一見之上と申候、是八必かくなるへき事情ニ御坐候間、先向キ口の宜しき分御脱稿ニて拙家へ御登せ可被下候、何とか計議可仕候、此段呉々御深察可被成候、さて頃日をかしき事承申候、讃岐之菊地左太夫と尾張の泰鼎と出会之刻東西ニ拳名之事互ニ相談いたし、双方とも頻ニ唱へ候故、竟ニ大名をなし候とそ、され八世之信不信八腕つくには参らぬうちの事と存候へ八、尔後も此段内々御安置可被下候、貴名随分鼓舞可仕候、是八いともく秘談ニ御坐候、広島末田、野村二子之事承知仕候、一封ツ、認候間、御便ニ御遣し置可被下候、巨野村へ有名家の手帑送り可申様被仰越承知八仕候へとも、国学者仲間の物八いつれもく禁忌之事とも有之候、少しツ、八入置申候格別の物無御坐候、儒者篠崎、後藤などの物少々贈申候、御一覽後手帑共貴家ニて御封し御遣し可被下候、さて又井筒屋まで出定笑語ニ部送り可申段承知、則秋太へ申通候処井筒屋仕送り先ニて候故、自他共ニ利益ある事ならず八難遣、其上かの書廿五刃ノ一割引とかニて

書林へさし越候間、十部斗より下ニて八かしこニて何之益もなけれ八、ヤハリ野生の送り呉候様ニと申候、左候へ八、問合を差出し可申候へとも、既ニ旧冬三部三田尻便ニさし出置申候、右之外ニ又々忒部御入用ニ候哉、但し右之分ニ而宜哉、承候上ニて又々聞合可申候、案外よくうれ候故、大方本も無御坐よし、先日承たる事ニ御坐候、何分御一左右可被下候、短尺安キ御用、則有合之分拾葉さし出申候、旧臘大窮ニ付五葉ツ、くみニて五百枚斗売ニ出し候処、三百斗うれ申し候、あと未歸り不申候、一組忒朱ニて短尺代まけ也、別ニ扇子四五十製し候処、是八時節からニて一向うれ不申こまり申候、鄙猥之渡世醜態無限候へとも、無詮方御用可申候、其弁之文章一段作り申候、後便入御覽可申候、実ニ無詮方申訳迄なり、御一笑可被下候、さて又他之短尺も御所望之由、是ニ八当惑仕候、御存之如く当地ニ八直養歸郷後、大物私地申候上、熊谷、残夢之ニ家と八知音ニても無御坐候、私方へ参候分ニ八為認候ほと之者無御坐候故、今少し御待可被下候、尚又考置候而さし上可申候、小切レ之絹八長沢此節京ニ居申候ニ付、かの夫婦へ一葉ツ、頼遣し申候、壹葉八野生、壹葉多豆伎と申八、河内国切川村ニて中西宗兵衛と申庄屋也、此男八村田春門門人ニ而其後岩崎美隆ニ従ひ当時八野生門人也、此者八先かの辺ニてのよみ手ニ御坐候間為認申候、今一葉八鴻池梅子との御属、此婦人対面したる事も無御坐候へとも、折々色々之事頼来候故、其仲人二あつらへ遣し置申候、惣体富豪之家ニ八殊外

おもくれたる風儀御坐候而、定而火急二八認ましく
と奉存候、少し御堪忍奉頼候、にくき事なれと詮方
なし、夫故何事もあまり頼遣し不申候、事情

御高察可被下候、小生此節短尺帖、書画帖など

こしらへかけ居申候、是八錦地辺より西国へ参候

節の路用二もと思ひ付候事なれと、さりとして八世話の

やけたる物にて困入申候、短尺足代氏の物、又内遠、

常足、広足、諸平の物など御所持二も御坐候八、少々

御ゆつり被下間敷候哉、何とか代り八さし上可申候

手寄二てもらひ申度とて一二軒頼遣したる処、

御賢察

さて、俗人八くれぬ物にて御坐候、此段偏二奉頼候

いつれ御近辺之人の八、追々参候節集メ申度候へとも

著名家之分八少々御登せ可被下候、奉頼上候、

広足へ文通仕候事仰之通二御坐候、秋太へ頼来

已来文通してくれと申事故、一翰遣し返事参り

又一翰遣し置申候、何分おもしろき人らしく聞え申候

御对面被成候哉、かの著述なども往々見及申候也、

上林諸史八千邨より文通可致よし申越候間、一翰

遣し置申候、御伝言之趣、承知仕候、素より折々

承たる人二御坐候、岩まさ氏と申人八如何之人にや

是も聞たる人二御坐候、御詠哥数首御聞せ忝

拜吟夫々感服仕候、就中、犬の子の御哥をかしく

承申候、雪中会友のきえん日のあらそひとある八

何の故事二御坐候哉、ふと案出不申後音御示し

可被下候、其外ともいつれも金玉と奉存候、野生か元日

けふといへ八わたらひかぬる高麗橋の

うら屋のくまも春こゝちして

末句如何御坐候半哉、うら屋と申事八京橋二ならへる駄也、
外二申方もあるへき歟、御てんさく可被下候、普通の八

と申題の

省略仕候、家々歳暮狂哥

なくもあり笑ふもありのとわたりに

前しりあ八ぬ としの暮かな

いつれもせつなきさま御笑可被下候、

長沢手帑三四日前さしこし申候間、御届申候、

同人も兎角手足しひれ候よし二而、今日より多田ノ

温泉へ湯治二参候よし承候、その内二御对面可仕候、

御返事八私迄可被下候、野村正精と御坐候八シヤウセイ

とよみ候二や、すへてか様の珍敷名二八尔後かなつつけを

被成被下度奉頼候、柳川の西原晁樹八御なし三

御坐候哉承度御坐候、書外色々申上度候へとも年明

四日分風邪二て打臥居申候、万事懶く省略御坐候、

乍末尊大人へ宜様被仰上可被下候、かの神武紀八

御脱稿二相成候二や、拜見相楽居申候也

恐惶謹言

正月十一日

萩原広道

鈴木賢詞契

玉机下

尚々余寒折角御自愛奉祈候、上司氏御父子不

相替御賢勝候や宜御伝声可被下候、猶後便可

申上候 已上

「第六消息追啓（嘉永三年正月十一日か）」一五・七×三一・四糶

追啓

山川正宣方へ、何ニても古文書類近々御贈り
被下度奉頼候、先年被仰越候節、又々貴家様も
珍しきもの頂戴致候とやうニ申置候故也、此男八
決而さる事を忘れぬさがニて真角ニ物事を
仕切ね八承知せぬ氣質ニ御坐候間、此段御恕察
被下候而宜奉頼候、其上八又々何ぞ差贈らせ可申候
西田氏ニ紹介いたしたる処、性之緩急甚不遇ニ而
中ニたちて屢こまり入候事も御坐候故、何とかいはぬ
間ニと内啓仕候事ニ御坐候、決而御介意八被下ましく候
京長広か短尺八未差上不申哉とて、一葉手ニ入
申候、夫々さし上候、其余五六枚いづれも素人ニ御坐候
中ニ八、拙門人も有甚非礼恐入候へとも、かも川集位へ八
あたまを出し候面々ニて、ひとりのみも大抵ニ仕候分
申訳の為斗ニさし上置申候、
拙哥八数枚書候ころの物ニて、手たゆみ大ニ不出来
その上哥も出来合ニ御坐候、宜御てんさく被下、ひか事
御坐候八、他へ八御遣しなく、直ニ御返し可被下候、此段
八別而御頼申上置候、尚御入用ニ御坐候八、何ほとも
さし上可申候、
御返礼ニ何ぞさし上度候へとも、折節無人
ニ而調へ兼候ニ付、本文ニ申上候うれなぐれの扇子
ニ握呈上仕候、御咲留可被下候、拙悪実ニ算慚愧
之至ニ御坐候、是又宜御直し奉希候、以上
十一日

萩原

鈴木様

尚々さよしくれの事秋太店へ申付置候、猶
其内宜々主ニ逢候而、吃度可申付候間、左様
御承知可被下候、当春心のたねと申初学もの
二冊、詞書葉山のしをり一冊、摺出し可申候、
何のかひなき物ながら少々御取次可被下奉頼候、
作者の意八実ニ見えぬものニて、つまらぬ抜書
にて候へとも、初学ニ八少益も可有之哉と奉存候也
以上

「第七消息（嘉永三年八月六日）」一六・四×五七・五糶

任便宜一筆啓上仕候、時下益
御安泰被為在奉欣賀候、随而小生
去月廿八夜発尾道、本月二日朝
広島へ着仕候、乍憚御放念可被下候、
偕井筒屋ニ而承候へ八、先頃中八
尊大人御不例ニ被為在候由、何之
御容子も存在不申候、大ニ御無音申上候、併
追々御順快被遊候由、奉珍賀候、右ニ付
当月初迄ニ八、広島へ御出張も可有之由、
折角日々御噂仕居申候玉石集
之義ニ付、色々諸友と相談致候処、
案外ニ出来かね居申候故、せり立
急々御発兌之様取斗申度何れも
申談候、夫ニ付愚生ニ一校可仕様先頃
ヒ仰下候ニ付、御尊稿少々拝見仕候処、

いろく申試度事も御坐候、併懸こし二而
御書通申候位二て八、火速二治定も難
仕候二付、可相成八此節御出張被成候八、
諸友相談も行届可申と申事二而
態々飛脚差出候との事二御坐候、左候八、
尊大人御順快二も候八、早々御発駕
被下度奉希候、左候へ八先頃中
奉希候、貴国東辺之御模様も承候而、
品二寄夫々御誘引も被下候八、大ニ得力
大慶可仕候、今般八書生も召連不申
独行二而万事不都合候事も有之
甚困入候事もたし奉度、呉々御出張
奉待候、委曲は拝顔二て万々申上度
省略仕候、乍末尊大人へ御見舞
宜被仰上可被下候、頓首頓首

八月六日

鈴木賢詞兄

玉几下

広道

(花押)

二白玉石集あしらへ候二付本人より
おこせ候ものも沢山二可有之候、為念御荷物も
御坐候八、御もたせ可被下候、色々情態も有之
事とも相談を可申上候、以上